

正 本

平成27年(ワ)第13029号、第23567号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

原告第13準備書面

(TPPが著作権に及ぼす影響)

平成28年4月4日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 正彦

弁護士 岩月 浩二 外

代

本準備書面では、TPPが我が国の著作権に及ぼす影響について、TPP協定第18章「知的財産」を踏まえて、訴状に補充して主張します。

第1 総論

平成28年2月10に開催された、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第8回）において、TPP協定において締約国に求められる義務の内容及びその趣旨を精査した結果、著作権に関連する事項としては、①著作物等の保護期間の延長、②著作権侵害罪の一部非親告罪化、③著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備、④配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、⑤「法定の損害賠償」又は「追加的損害賠償」に係る制度整備、の5つの事項について、制度上の措置を講じることが適当であるとされました（「環太平洋パートナーシップ（TPP）

協定に伴う制度整備等の在り方等について（案）」。

これを受け、同年3月8日に、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の一部として著作権法の改正案が第190回通常国会に提出されました。

上記事項のうち、①著作物等の保護期間の延長、②著作権侵害罪の一部非親告罪化、⑤「法定の損害賠償」又は「追加的損害賠償」に係る制度整備、の3点は、我が国の国民生活に非常に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで、上記3点について、その概要及び国民生活への影響を下記で詳述します。

第2 著作物等の保護期間の延長

1 TPP協定で定められた内容の概要

TPP協定においては、著作権及び関連する権利の保護期間について、下記の事項が定められています（第18・63条）

- (a) 自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死後少なくとも70年とすること。
- (b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間とすること。
 - (i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表（固定）の年から少なくとも70年。
 - (ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも70年。

このようにTPP協定では、著作物等の保護期間について、原則として著作者の死後70年とすることが求められています。

2 著作権法改正案の概要

著作権法改正案（以下、「改正法案」といいます。）では、著作物については、保護期間を原則著作者の死後 70 年とし、実演については、実演が行われた後 70 年、レコードについては、レコードの発行後 70 年とする、とされています（改正法案第 51 条第 2 項、第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項、第 57 条）。

このように改正法案は、TPP 協定を受けて、著作物等の保護期間について、現行の原則として著作権者の死後 50 年から、70 年に延長することを定めています。

3 保護期間を延長しても権利者の利益とならないこと

人の創作活動は、先人の業績の上に成り立っており、また、著作物は、広く利用されることが文化の発展に資するものです。もっとも、全ての情報について知的財産権が何人にも帰属しないパブリックドメインとしたのでは、著作者の創作意欲が減退します。そこで、著作権法では、社会的公正と創作へのインセンティブの調和の観点から、保護期間を定めて情報の独占的利用を認めています。

現在の保護期間は、原則として著作者の死後 50 年とされています。しかし、著作者の死後 50 年以上も経済的価値を維持している著作物は、ごく少数にすぎません（例えば、夏目漱石の小説やミッキーマウスの絵があります）。そして、このような著作物は、すでに著作権収入による十分な利益が与えられていると考えられます。したがって、保護期間を延長しても、著作権収入が増えることはないため権利者の利益とはなりません。

4 孤児著作物が死蔵してしまうこと

孤児著作物とは、創作者やその連絡先が不明の著作物のことをいいます。

孤児著作物は、保護期間が原則著作者の死後 50 年とされている現在でも非

常に多く存在しています。それは、著作者の死後 50 年も経過すると、創作者の相続関係がわからなくなることが原因です。もし保護期間が 70 年に延長されれば、創作者の相続関係が不明である孤児著作物は、さらに増加することが予想されます。

青空文庫などのデジタルアーカイブ活動は、商業市場で流通しなくなった著作物をよみがえらせてきました。しかし、保護期間の延長により、孤児著作物が増加し、青空文庫などでの利用が不可能になります。こうして、孤児著作物が死蔵されてしまうことにより、文化活動が停滞するおそれがあります。

5 保護期間の延長が国益に反すること

我が国は、欧米と比較して保護期間が短いため、相互主義により我が国のゲームやアニメ等の著作物が外国で短い保護期間しか与えられず、我が国の国益に反するという主張がされることがあります。

しかし、著作物の国際収支をみると、圧倒的に輸入超過となっています。欧米より短く定められた我が国の保護期間が経過すれば、我が国では著作権使用料を払うことなく、欧米の作品のキャラクターを利用したり、二次創作をしたりすることができます。すなわち、輸入超過の状況では、欧米より我が国の保護期間が短いことは、経済的に有利な立場にあります。

このように保護期間の延長は、我が国で自由に利用できるはずの著作物を放棄することを意味し、かえって国益に反するといえます。

6 翻案文化の下で二次創作が停滞すること

今日のようなデジタル時代においては、著作物の創作過程に変化が現れ始めています。かつては、一部の才能のある者による独創的な創作行為が主流でした。しかし、今日では、保護期間の経過した既存の著作物を改変し、取り込んで新たな著作物を二次創作する現象が現れています。知的財産法研究の第一人

者である中山信弘東京大学名誉教授は、このような現象を「翻案文化」と名付けています。

「翻案文化」の下では、情報の発信者と受信者の明確な区別がされず、発信者と受信者がお互い利用しあって発展するという状況が生まれています。このような状況下で、保護期間を延長することは、新たな著作物の二次創作を妨げることになりますから、文化の発展の観点からはむしろマイナスとなります。

7 特許権とのバランスを考慮すると著作権法の保護期間が長いこと

今日では、著作権の範囲は、小説・音楽・絵画等の古典的なものから、コンピュータプログラムのような経済財としての性格の強いものまで広がっています。そして、経済財としての性格の強いものは、特許権と類似した性格も合わせ有しています。

特許権と類似した性格を合わせ有する著作物が増加していることを考えると、著作権法の保護期間を検討する際には、特許権の保護期間が出願後 20 年であることとのバランスを考慮すべきです。現行の著作権の保護期間が原則著作者の死後 50 年であることから、特許権とのバランスを考慮すると長すぎりといえますが、さらに 70 年に延長されることは、なおさら妥当とはいえないません。

第3 著作権等侵害罪の非親告罪化

1 TPP 協定で定められた内容の概要

TPP 協定においては、著作権等侵害罪の一部非親告罪化について、下記の事項が定められています（第 18・77 条）。

著作権、実演家の権利又はレコードに関する権利を侵害する複製に係る罪のうち、故意により商業的規模で行われるもの（※）について、非親告罪とすること。

※ 「商業的規模で行われる」行為には、少なくとも次の行為を含む。

(a) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為
(b) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われるものではない重大な行為であって、市場との関連において当該著作権者等の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの

ただし、非親告罪とする範囲については、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。

このようにＴＰＰ協定では、著作権等侵害罪について、被害者の告訴がなくとも訴追・処罰が可能な非親告罪とすることが求められています。

2 著作権法改正案の概要

改正法案では、現在親告罪とされている著作権等侵害罪について、①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること、②有償著作物等（有償で公衆に提供又は提示されている著作物等）について、原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること、③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が、不当に害されること、のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする、とされています。

現行の著作権法では、著作権等侵害罪は、10年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金とされていますが、被害者の告訴がないと訴追・処罰されない親告罪とされています。

これに対し、改正法案は、ＴＰＰ協定を受けて、上記①ないし③の要件を必要とはしますが、被害者の告訴がなくても訴追・処罰が可能な非親告罪とすることを定めています（改正法案第119条第1項、第123条）。

3 二次創作が停滞するおそれがあること

我が国では、コミックマーケットなどで、既存のマンガやアニメの登場人物

を登場させ、原作をもじったようなストーリーを開拓させる同人誌が発行されています。そして、このような二次創作活動の中から、新しいマンガやアニメが生まれてきました。

しかし、このような二次創作は、翻案権の侵害にあたるおそれがあります。そして、我が国著作権法には、パロディの例外規定やフェアユースの例外規定はありません。ただ、これまで、権利者が特に悪質とみなして告訴しない限り、起訴されることはなかったため、原作者側と二次創作者側のグレーな共存の中で、二次創作が行われ、文化が発展してきました。

しかし、非親告罪化によって、権利者が告訴しなくとも警察の捜査などがなされることになったため、二次創作者による活動が停滞し、文化の発展が停滞するおそれがあります。

この点について、国は、上記①ないし③の要件を必要とするため、非親告罪としても、二次創作に影響を及ぼさないと説明するようです。

しかし、上記①ないし③の要件は、不明確であり、解釈・運用によっては、あらゆる二次創作等が被害者の告訴なく訴追・処罰されるおそれがあり、訴追・処罰をおそれ十分な表現行為がなされなくなる萎縮効果が生じ、二次創作にマイナスの影響を及ぼすおそれがあります。

したがって、上記①ないし③の要件を定めたとしても、萎縮効果による二次創作へのマイナスへの影響、さらにその影響により文化の発展が停滞するおそれがあるため、非親告罪とすべきではないといえます。

4 一般企業、個人への影響が大きいこと

一般企業や個人は、職場での資料のコピーやメーリングリストでの情報の共有を日常的に行ってています。これらの行為は、資料元の許可を取っていないれば、厳密にいえば著作権侵害にあたると考えられますが、告訴されることはほとんどありませんでした。

しかし、非親告罪化によって、これらの日常的な行為にまで、権利者の告訴を待つことなく、警察の捜査などが行われることが可能になります。悪質でない日常的な行為にまで恣意的に警察の介入がなされる可能性があるということになれば、かえって社会がうまく機能しなくなるおそれがあります。

第4 「法定の損害賠償」又は「追加的損害賠償」

1 TPP協定で定められた内容の概要

TPP協定においては、「法定の損害賠償」又は「追加的損害賠償」について、下記の事項が定められています（第18・74条）。

著作権、実演家の権利又はレコード製作者の権利の侵害に関し、以下のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。

- (a) 権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償（※1）
- (b) 追加的な損害賠償（※2）

（※1）法定の損害賠償は、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。

（※2）追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。

また、追加的な損害賠償の裁定を下すに当たり、司法当局は、全ての関連する事項（侵害行為の性質及び将来における同様の侵害の抑止の必要性を含む。）を考慮して適当と認める追加的な損害賠償の裁定を下す権限を有する。

このように、TPP協定では、「法定の損害賠償」、すなわち、著作権等の侵害があった場合において、権利者が、当該侵害行為により実際に生じた損害額や損害と当該侵害行為との因果関係の立証をせずに、侵害者に対して当該侵害行為の類型に応じた一定の範囲の額の支払いを求める制度で、権

利者の損害賠償額の立証負担が軽減される意義を有するもの、又は、「追加的損害賠償」、すなわち、裁判所が侵害者に対して実損害以上の支払を追加的に命ずることができる制度で、懲罰的損害賠償を含むもの、を整備することが求められています。

2 著作権法改正案の概要

改正法案では、侵害された著作権等が著作権管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を損害額として賠償を請求することができる、とされています（改正法案第114条第4項）。

このように改正法案は、TPP協定を受けて、著作権法第114条第3項の予測可能性を高め、損害額の立証負担を軽減させるため、同条同項の「権利の行使につき受けるべき額に相当する額」の算定根拠を定めています。

3 使用料規程による算出が不適切であること

まず、侵害された著作権等が著作権管理事業者により管理されておらず、使用料規程が存在しない場合には、使用料規程による損害額の算出ができないため、改正法案は何の意味も有しません。

また仮に、使用料規程によって算出される場合でも、侵害行為に係る著作物等の利用の態様が、使用料規程が想定していないものであった場合や、著作権等管理事業者が定めた使用料規程が、高額な損害賠償を受けることを企図して不相当地に高額になっている場合等、侵害行為に係る著作物等の利用の態様が、使用料規程が想定していないものであった場合についてまで、例外なく使用料規程によって形式的に算出された額の請求が可能となるのは、実際に生じた損害以上の損害賠償を権利者に認めることにもつながりかねず、填補賠償原則との関係から適切ではありません。

東京地判平成15年12月17日は、違法に音楽配信サービスを提供している侵害者に対し、著作権者が114条3項を根拠に、使用料規程により算出された額の賠償を請求した事案において、使用料規程が想定している利用規模に比べて、侵害規模が著しく小さいため、使用料規程により算出された額をそのまま当てはめることは、損害額の認定としてあまりに過大であるとして、114条の5を援用して使用料規程により算出した額のおおむね10分の1の額の賠償しか認められなかったものがあります。この裁判例は、使用料規程によつて形式的に算出された損害額が不適切となる場合があることを示したものです。

4 追加的損害賠償が我が国の法体系上認められないこと

改正法案では導入が見送られましたが、TPP協定を受けて今後導入される可能性がある追加的損害賠償については、下記の問題があります。

追加的損害賠償は、懲罰的損害賠償を直接採用しないとしても、損害賠償額が現実の損害と乖離することとなり、実質的には懲罰的な性格を帯びてくることが多くなると考えられます。これは、填補賠償原則、すなわち、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させるという原則に反し、我が国の法体系上認められないと考えられます。そしてこのことは、著作権法をはじめとする知的財産権法の分野だけでなく、独占禁止法や製造物責任法等の他の法分野にも影響を及ぼすものです。

最高裁判所も、外国裁判所の判決のうち、懲罰的損害賠償の支払を命じた部分についての執行判決をすることの可否が争われた事案において、「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償せることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目

的とするものではない」と判示しています（最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁「萬世工業事件」）。

5 法定損害賠償が填補賠償原則、自由心証主義に反すること

同じく改正法案では、一般的な法定損害賠償の導入は見送られましたが、ＴＰＰ協定を受けて導入された場合の問題があります。

著作権法により保護される著作物は、多種多様であることから、個々の侵害事案によって損害額は大きく異なります。そのため、損害額の下限を一律に定めることは填補賠償原則との関係で困難です。また、損害額の上限を定めるることは、実損害が法定額を上回る場合であっても法定額までしか認定されない効果を有する制度となることが見込まれるため、権利者の保護に資さないのみならず、裁判官の自由心証主義（民事訴訟法第247条）を制約することとなり、適切ではありません。

6 濫訴等が生じるおそれがあること

追加的損害賠償や法定損害賠償が導入された場合、賠償額が高騰することが予想されます。

懲罰的損害賠償が認められている米国では、パテントトロールと称される企業が、特許権や著作権を侵害している企業を探し出し、著作権者に訴訟を提起させ、その賠償金や和解金の一部を得る事案が増加しています。我が国でも、賠償額の高騰に伴い、パテントトロールによる訴訟のビジネス化や濫訴が生じるおそれがあります。また、賠償額の高騰やパテントトロールの存在は、ビジネスにおいて著作権を侵害してしまったことによる高額の損害賠償リスクをとることを回避することにつながり、その結果、経済の活力を削ぐことにもなりかねないという問題もあります。

以上